



平成 12 年以前建築の新耐震基準の木造住宅

有料

## 耐震診断のご案内

昭和 56 年 6 月から平成 12 年 5 月までに建築された在来軸組工法の木造住宅は、柱と梁の接合部の仕様や耐力壁の配置が現行の基準に適合していません。この期間に建築された木造住宅は、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震でも一定の被害がみられました。

岡崎市では、「公益社団法人 愛知県建築士事務所協会 岡崎支部」と協力して、この期間に建築された木造住宅の耐震診断を有料で行います。

住宅のリフォームをお考えの場合は、耐震性を高める補強もあわせて行うと効率的です。是非、本制度をご活用ください。

### 1 耐震診断の対象建物

岡崎市内に所在する次の①から③のすべての条件に当てはまる木造住宅

① 昭和 56 年 6 月から平成 12 年 5 月までに着工している。

※ 平成 12 年 6 月以降に一体で増築した場合は、増築部分が既存部分の延床面積の 1/20 以下かつ 50 平方メートル以下である場合に限りま。

② 2 階建て以下の在来軸組工法である。(プレハブ、ツーバイフォーは対象外です。)

③ 専用住宅、併用住宅、長屋、共同住宅のいずれかである。

### 2 耐震診断費用

1 棟 (※) あたり 46,200 円 (税込み)

※ 増築等で一体になっていても構造が分かれている部分は別棟とみなします。

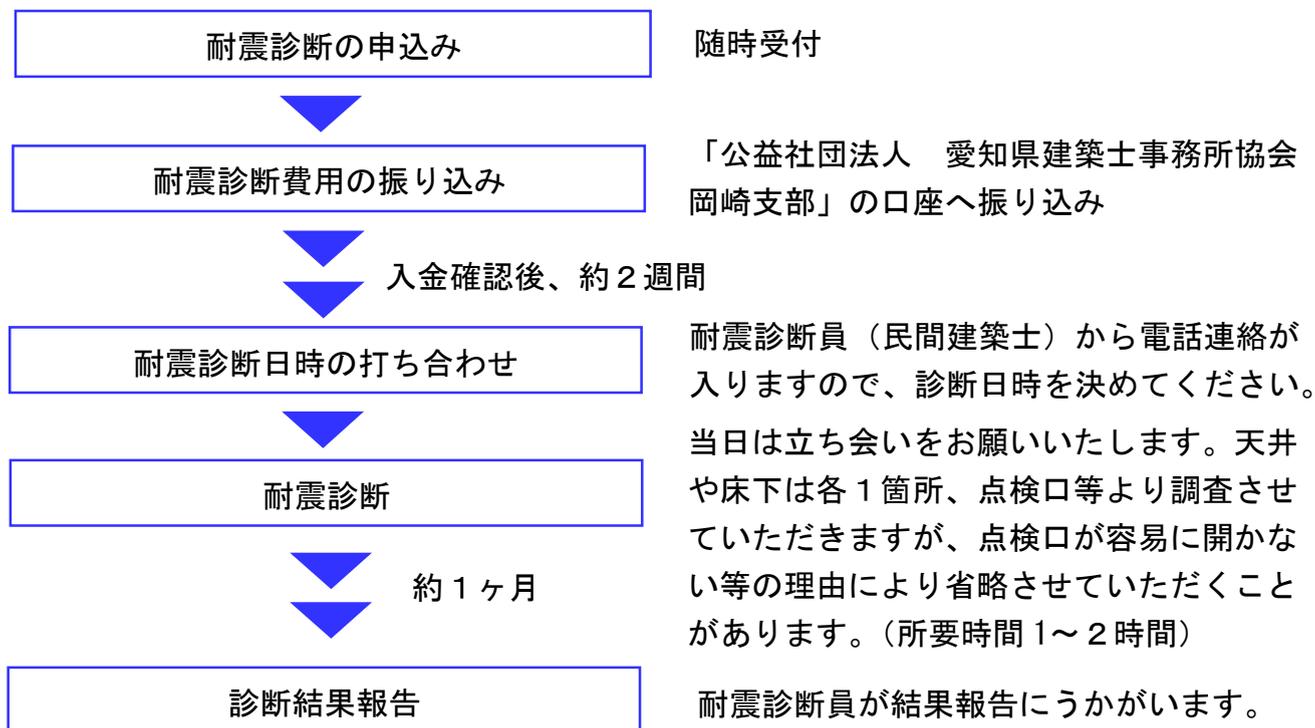
申込み受付後に市からお知らせする「公益社団法人 愛知県建築士事務所協会 岡崎支部」の口座に耐震診断費用を振り込んでください。なお、各金融機関の振込手数料は申込者の負担となります。

### 3 申込方法

申込書に記入のうえ住環境整備課へ F A X、郵送または窓口へお持ちください。

<申込先>	F A X	0 5 6 4 - 2 3 - 7 5 2 8
	郵 送	〒 4 4 4 - 8 6 0 1 岡崎市十王町二丁目 9 番地 岡崎市都市政策部住環境整備課 (西庁舎 1 階)

## 4 申込みから診断結果報告までの流れ



## 5 注意事項

この耐震診断は、壁などを取り外すことなく目視により行います。耐震診断に直接関連しない箇所（内装や電気、給排水設備等）の点検は行いません。結果は「耐震結果報告書」により報告いたします。申込みの際には別に提示する「耐震診断結果報告書の内容」をご確認いただいたうえでお申込みくださいますようお願いいたします。また、キャンセルされる場合は原則として診断費用を振り込む前までにお知らせください。調査に取りかかってからキャンセルされる場合は、診断費用の返却には応じかねます。

※「耐震診断結果報告書の内容」は市ホームページまたは窓口でご確認いただけます。

## 6 耐震診断後の本市の支援

耐震診断により「大地震により倒壊のおそれあり」と判定された場合は、リフォーム等の機会にあわせ同時に耐震改修を行うことをお勧めします。本市では、耐震改修を検討される方向けに定期的に耐震改修相談会を行っています。開催時期等の詳細については住環境整備課へお問い合わせください。

## お問合せ先

岡崎市 都市政策部 住環境整備課 耐震促進係（西庁舎1階）

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

電話 0564-23-6709 FAX 0564-23-7528